

第4回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 令和4年10月25日(火) 14時00分～15時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 小西座長、西野委員、野坂委員、星野委員、宗田委員、齊藤委員、佐藤委員、塩津委員、吉村委員、渡辺委員、河野委員、太田委員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・全国知事会ヒアリング
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 法人事業税の課税主体である都道府県を代表して、全国知事会の意見を聴取した。

全国知事会からは、各都道府県に対して実施したアンケート調査の結果についての報告があり、その概要は以下のとおり。

(外形標準課税関係)

 - ・ 資本金1億円超の法人の減資に関して、主に、
 - ・ 外形標準課税の対象法人数が減少傾向にある
 - ・ これまでに又は将来的に法人事業税の減収に影響があるなどの意見があった。
 - ・ 税収の安定性の確保・法人間の公平性の観点から疑問に感じた事例として、主に、
 - ・ 資本金の減資分をそのまま資本準備金に充てる法人が見受けられる
 - ・ 大企業子会社や赤字法人が減資により資本金1億円以下となることで、実態は変わらないのに地方法人課税が課されないケースがあるなどの意見があった。
 - ・ 外形標準課税対象法人数の減少への対応に係る見直しの方向性として、36団体が、「制度の大転換を避ける観点から、現行基準は維持しつつ、別の基準を併用する形にしてはどうか」と回答した。
 - ・ 留意点として、42団体が「対応にあたっては、できる限り簡素な仕組み

とすべきではないか」と回答した。

(国際課税関係)

- ・ 第1の柱における地方が課税権を行使する根拠について、主に、
 - ・ 恒久的施設 (PE) がなくとも、配分基準の「売上高」は、地方自治体が提供するインフラ・公共サービスを基盤として、住民が経済活動を行うため成り立っており、企業もその便益を受けているなどの意見があった。
- ・ 地方税のアプローチについては、第1の柱、第2の柱とも、「国が総額としての地方の税収を確保した上で、各都道府県へ何らかの形で分配」との回答がほとんどを占めており、それぞれ、45団体、40団体であった。
- ・ その他、配分のあり方については、
 - ・ 第1の柱、第2の柱ともに地方には課税権があると考え、物理的拠点を有しない企業が地方団体ごとの売上高を把握して申告することが困難であると想像され、また、国と地方団体合わせて最低税率15%ちょうどになるように課税することは課題が多いと想像されるため、地方相当分も含めて国が徴収し、地方へ配分する仕組みを構築していくことが、現実的ではないか
 - ・ 地方団体間の分配に当たっては、可能な限り各地域の経済活動に見合った適切な帰属となるよう、適切な基準を追究すべきであるなどの意見があった。
- ・ 制度のあり方について、
 - ・ 国際課税ルールの国税及び地方税への反映においては、必要以上に制度が複雑にならないよう留意する必要があると考える。などの意見があった。

上記のアンケート結果も踏まえ、地方税財政常任委員会としての現時点の方向性（案）について説明があり、その要旨は以下のとおり。

- ・ 「外形標準課税」については、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて見直すべきとのことだが、地域の中小企業に配慮すべき。
- ・ 「国際課税ルールの見直しに伴う対応」については、恒久的施設 (PE) がなくとも、配分基準の売上高は、地方自治体が提供するインフラ・公共サービスを基盤として、住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業もその便益を受けていることなどから、新たな課税分について地方の税源となるべき部分が含まれる。

○ 全国知事会からの説明に対する、委員からの意見は、以下のとおり。

- ・ 都道府県は、調整が可能であるか、簡素で現実的なものかという観点を重視していることについて、重く受け止めた。
- ・ 「現行基準は維持しつつ、別の基準を併用する形にしてはどうか」との意見について、併用を提案する理由としては、現行制度が上手く機能しており、上手く機能していない部分は税回避を行なっているからであると受け止めた。そうであれば、何が税回避となるのか、どこが税回避であるのかを検証する必要がある。その際、外形標準課税の制度導入に当たって、中小企業を対象外とした経緯を振り返る必要がある。対象外とした理由を考えて、新しい基準を追加するという方向性が望ましい。
- ・ 簡素にという要望に対しては、追加的な基準を検討するに当たり、それぞれの指標を加えた場合にどのような執行上の問題が生じるかを踏まえる必要がある。
- ・ 国際課税について、「地方自治体が提供するインフラ・公共サービス」ということを課税権の根拠として主張するのであれば、具体的にどれだけ提供しているのか、どれだけ貢献しているのかということを示して議論できればよいと考える。